

平成17年給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成17年10月6日
沖縄県人事委員会

《本年の勧告のポイント》

平成17年の給与改定

- 1 公民給与の逆較差（1,497円、0.40%）を解消するため、2年振りに月例給の引下げ改定

給料月額引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ

- 2 期末・勤勉手当（ボーナス）は0.05月分の引上げ

～ 平均年間給与は減額（行政職平均 4,500円、0.07%）

給与構造の改革

給与制度全般にわたる抜本的な改革の実施

～ 給与水準の引下げ、給与カーブのフラット化、地域手当の新設、勤務実績の給与への反映

給与改定の内容

1 給料表

公民給与較差の大きさ等を考慮し、月例給を引下げ

(1) 行政職給料表 すべての級の給料月額を同率で引下げ（改定率 0.3%）

(2) その他の給料表 行政職給料表との均衡を基本に引下げ

2 扶養手当

・ 配偶者に係る支給月額を引下げ（13,500円 13,000円）

3 初任給調整手当

・ 医師及び歯科医師の最高支給額を引下げ（月額307,900円 306,900円）

4 期末手当及び勤勉手当

・ 年間支給割合 4.40月分 4.45月分（12月期の勤勉手当で0.05月分引上げ）

・ 平成18年度以降の6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合を均等になるよう配分改定

	6月期	12月期
本年度 期末手当 勤勉手当	1.4月（支給済み） 0.7月（支給済み）	1.6月（改定なし） 0.75月（現行0.7月）
18年度 以降 期末手当 勤勉手当	1.4月 0.725月	1.6月 0.725月

5 一般職の任期付研究員及び任期付職員の給与

・ 行政職給料表適用職員に準じて給料表及び期末手当を改定

参考（行政職）

行政職給料表適用職員（5,015人）

平均年齢 41.9歳 平均経験年数19.4年

〔 給料 扶養手当 はね返り分	1,101円（0.29%）	計	1,281円（0.34%）
	137円（0.04%）		
	43円（0.01%）		

< 改定の実施時期等 >

- ・ 公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から実施
- ・ 4月からの公民較差を解消させる観点から、4月から改定の実施前までの期間に係る較差相当分を本年12月期の期末手当で制度的に調整

給与構造の見直し

- 1 給料表の見直し
 - ・ 給与水準の是正（全体として平均4.8%引下げ、給与カーブのフラット化）、級構成の再編及び号給構成等の見直しを行うため、新たな給料表の適用
- 2 地域手当の新設
 - ・ 民間賃金の地域間格差を適切に反映させるため、現行の調整手当に替えて、地域手当を支給（6級地区分、3%～18%）
- 3 勤務実績の給与への反映
 - ・ 年功的な給与構造を見直し、各職務の級における職務・職責の違いを明確にするため、現行のいわゆる枠外昇給制度を廃止
 - ・ 昇給制度見直し（特別昇給と普通昇給の統合）とともに、55歳昇給停止措置に替わる55歳昇給抑制措置を導入
 - ・ 昇給や勤勉手当に関し、職員の勤務実績が的確に反映される給与制度の整備を検討し、導入することが適当
 - ・ 管理職手当については、定率制から定額制への移行を検討する必要

<実施スケジュール等>

- (1) 新給料表は平成18年4月1日から適用し、同日にすべての職員の給料月額を新給料表に切替え。経過措置として、新給料月額が旧給料月額に達するまでの間、新旧給料月額の差額を支給
- (2) 地域手当は平成18年度から段階的に導入
- (3) 新昇給制度は平成18年4月から実施（平成18年～21年度までの間、昇給幅を1号給抑制）

公務運営に関する報告

- 1 人事評価制度の導入等の検討
- 2 総実勤務時間の短縮
- 3 心身両面にわたる健康管理対策及び安全衛生管理体制の充実
- 4 男女共同参画社会の実現
- 5 計画的な人材育成及び職員研修の充実
- 6 セクシュアル・ハラスメント防止対策の充実
- 7 服務規律の保持及び公務員倫理の確立